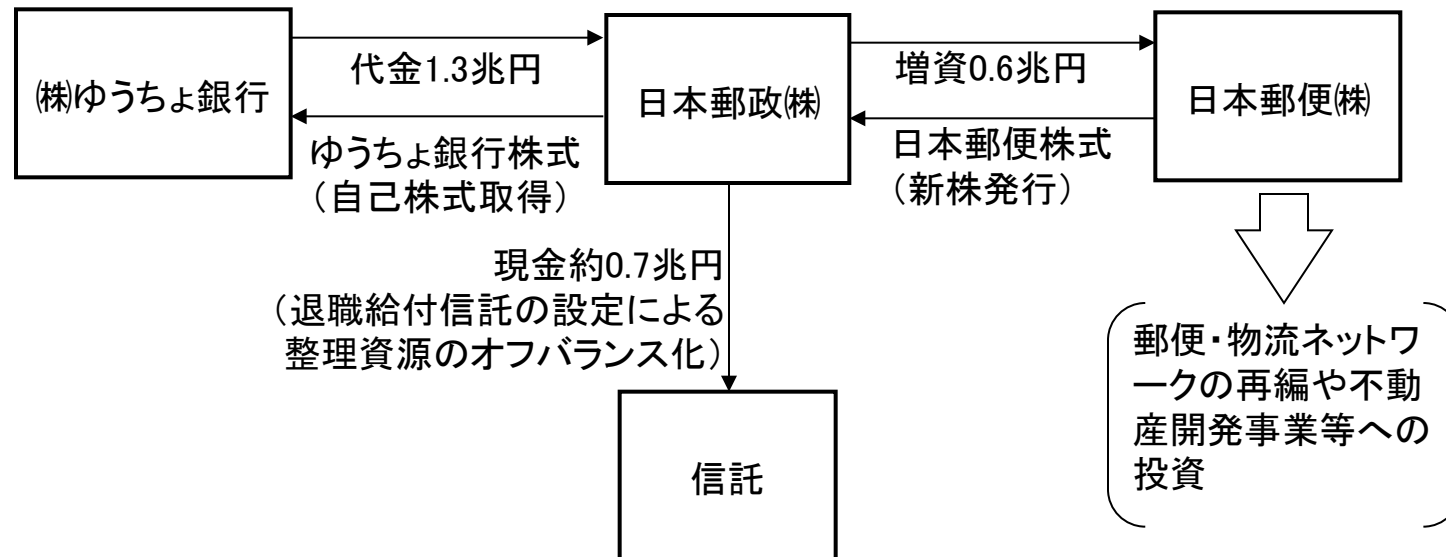


日本郵政グループにおける資本の再構成について

2014年11月10日
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
株式会社ゆうちょ銀行

1. 概要

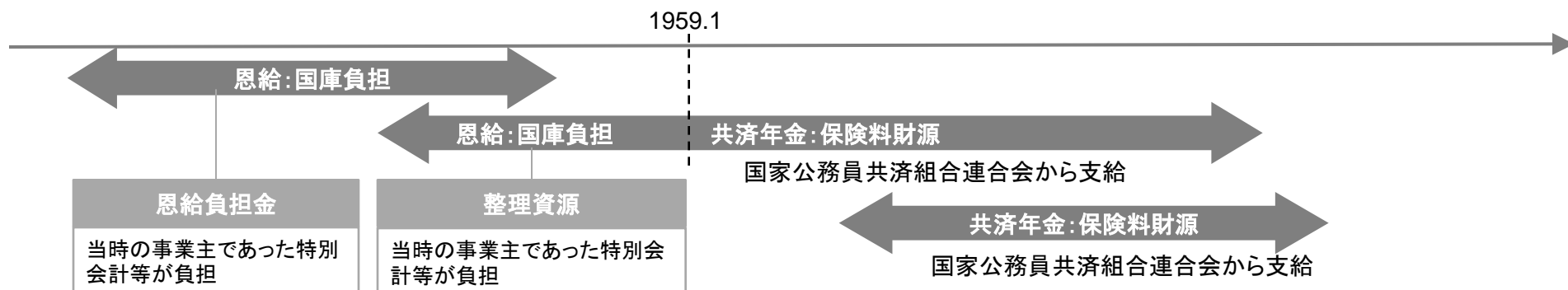
- 日本郵政(株)が抱える7,000億円弱の「整理資源」(1958年(昭和33年)以前から郵政事業に携わっていた者に支払う恩給相当の負担)につき退職給付信託を設定し、オフバランス化(貸借対照表から消去)することにより、日本郵政(株)のバランスシートを整備するとともに、キャッシュフローを改善する。
- 日本郵政(株)が日本郵便(株)による6,000億円の増資を引き受けることにより、日本郵便(株)の経営基盤を強化するとともに、成長のための投資(郵便・物流ネットワーク再編、不動産開発事業の展開など)の財源を確保する。
- これらの資金は、(株)ゆうちょ銀行が、日本郵政(株)が保有する(株)ゆうちょ銀行株式のうち1.3兆円相当につき、自己株式の取得を行うことにより調達する。



2-1. 退職給付信託の設定

- 日本郵政(株)が抱える7,000億円弱の「整理資源」につき退職給付信託を設定し、オフバランス化(貸借対照表から消去)する。

<整理資源とは>



- 共済制度導入(1959年1月)前から勤務していた職員については、「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に基づく恩給公務員期間を合算して算定された年金額が支給されているが、当該期間については財源の積立てがないため、事業主が負担することとされている(いわゆる「整理資源」)
- また、共済制度導入(1959年1月)前に退職した職員には、「恩給法」に基づく恩給が支給されるが、その負担金については特別会計等から一般会計に繰り入れることとされている(いわゆる「恩給負担金」)

2-2. 退職給付信託の設定

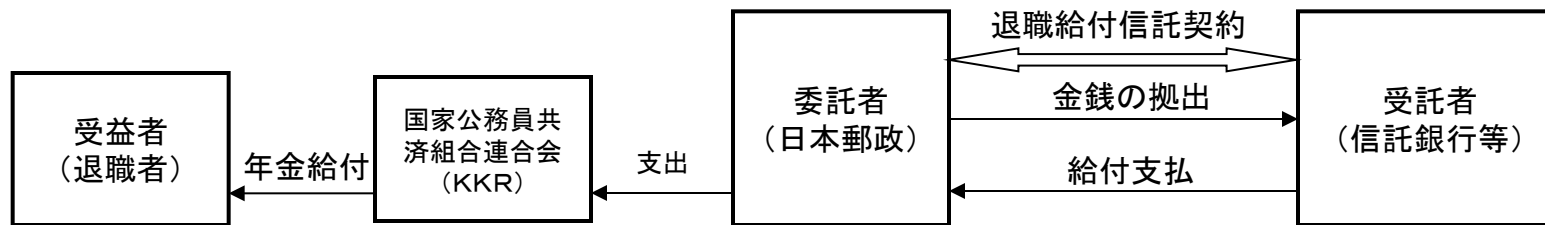
<退職給付信託とは>

- 企業が保有する金銭・有価証券を退職給付に充てるために信託し、信託銀行がその金銭・有価証券等を当該企業の従業員および退職者等のために管理・運用する信託をいう。
 - 拠出する財産は、一定の要件(注)をみたすことで、退職給付に関する会計基準における「退職給付のために充てるために積み立てられた資産(年金資産)」とみなされる。
 - 退職給付に関する会計基準において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を、負債として貸借対照表に計上することとされている。

(注)会計基準における「年金資産」とみなされるための要件

- ① 当該信託が退職給付に充てられるものであることが退職金規程等により確認できること
- ② 当該信託は信託財産を退職給付に充てることに限定した他益信託であること
- ③ 当該信託は事業主から法的に分離されており、信託財産の事業主への返還及び事業主による受益者に対する詐害的な行為が禁止されていること
- ④ 信託財産の管理・運用・処分については、受託者が信託契約に基づいて行うこと

<退職給付信託設定後の整理資源の支払いのスキーム(イメージ)>



<今後の予定>

- 速やかに 信託銀行の選定、信託契約書案の調整、運営体制の構築 等
- ～2015年3月末 信託契約の締結、信託財産の拠出(退職給付信託の設定)

3-1. 日本郵便(株)の新株式発行

- 2014年9月30日に日本郵便(株)は、日本郵政(株)に対し、新株式の割り当てを実施。
(日本郵便株式会社法第9条第1項の規定に基づき、同年9月29日に総務大臣から認可。)

<新株式発行の内容>

募集株式数	普通株式 6,000,000株
募集株式の払込金額	1株につき100,000円
払込金額の総額	600,000,000,000円
増加する資本金の額	300,000,000,000円
増加する資本準備金の額	300,000,000,000円
募集方法	日本郵政株式会社に対する株主割当方式
払込実施日	2014年9月30日

3-2. 日本郵便(株)の経営基盤強化のための増資

- 経営基盤の強化を図るため、また、郵便・物流ネットワーク再編等の成長に向けた投資を着実に実施するため、6,000億円の増資を実施

1. 経営基盤の強化

: 自己資本比率は、8.6% ⇒ 19.3%に改善

資産	負債	41,526
	純資産	3,904
	株主資本	3,904
	資本金	1,000
	資本剰余金	3,000
	利益剰余金	△96
	45,430	負債及び純資産

資産	負債	41,526
	純資産	9,904
	株主資本	9,904
	資本金	4,000
	資本剰余金	6,000
	利益剰余金	△96
	51,430	負債及び純資産

2. 成長に向けた投資

2014年度から2016年度までを期間とする中期経営計画で、日本郵便は8,400億円の投資を予定。

- ① 中期経営計画における成長戦略に必要な投資として、郵便・物流ネットワーク再編、不動産開発事業の展開などに約3,500億円
- ② ①の2017年度以降の予定分や、更なる事業展開に向けた戦略的な投資へ約2,500億円

4. (株)ゆうちょ銀行の自己株式取得

- 日本郵政株式会社によるグループ資本政策の一環として、2014年9月30日に(株)ゆうちょ銀行は、日本郵政(株)が保有する(株)ゆうちょ銀行株式(自己株式)を取得。

<取得に係る事項の内容>

取得対象株式の種類	普通株式
取得する株式の数	25,017,500株 (発行済株式総数150,000,000株に対する割合は16.67%)
株式の取得価額の総額	1,299,999,363,000円
株式の取得の日	2014年9月30日

5-1. 各社の貸借対照表の変化等

2014年6月末
(第1四半期末)

ゆうちょ銀行自己株式取得・
日本郵便の増資後のイメージ

退職給付信託設定後のイメージ

<日本郵政株式会社>

資産 9兆7,220億円	負債 9,795億円
うち現預金2,762億円	
うちゆうちょ株式 7兆7,945億円	純資産 8兆7,425億円
うち日本郵便株式 4,000億円	

資産 9兆7,220億円	負債 9,795億円
うち現預金9,762億円	
うちゆうちょ株式 6兆4,945億円	純資産 8兆7,425億円
うち日本郵便株式 1兆円	

退職給付信託に設定 (オフバランス化)

現預金 約▲7,000億円	退職給付引当金 約▲7,000億円
資産 約9兆220億円	負債 約2,795億円
うちゆうちょ株式 6兆4,945億円	純資産 8兆7,425億円
うち日本郵便株式 1兆円	

(株)ゆうちょ株式売却
(株)ゆうちょ銀行による自己株式取得
【▲1兆3,000億円】

日本郵便(株)への増資 (株主割当増資)
【+6,000億円】

<日本郵便株式会社>

資産 4兆5,430億円	負債 4兆1,525億円
うち現預金 1兆7,515億円	
	純資産 3,904億円
	資本金 1,000億円
	資本剰余金 3,000億円

資産 5兆1,430億円	負債 4兆1,525億円
うち現預金 2兆3,515億円	
	純資産 9,904億円
	資本金 4,000億円
	資本剰余金 6,000億円

新株発行による現金の増加
【+6,000億円】

新株発行による資本金等の増加
【資本金+3,000億円、資本剰余金+3,000億円】

注) 2014年6月末の貸借対照表に本件の取引を機械的に反映したものであり、実際の9月末の貸借対照表の数字とは異なります。

5-2. 各社の貸借対照表の変化等

2014年6月末
(第1四半期末)

ゆうちょ銀行自己株式取得・
日本郵便の増資後のイメージ

退職給付信託設定後のイメージ

<株式会社ゆうちょ銀行>

資産 203兆3,868億円	負債 191兆8,010億円
うち現預金 23兆3,854億円	
純資産 11兆5,857億円	
資本金 3兆5,000億円 資本剰余金 4兆2,962億円 利益剰余金 1兆6,851億円	

資産 202兆868億円	負債 191兆8,010億円
うち現預金 22兆854億円	
純資産 10兆2,857億円	
資本金 3兆5,000億円 資本剰余金 4兆2,962億円 利益剰余金 1兆6,851億円 自己株式 ▲1兆3,000億円	

自己株式取得による現金の払込み
【▲1兆3,000億円】

自己株式の取得
【自己株式 ▲1兆3,000億円】

<グループ連結>

資産 291兆9,318億円	負債 278兆5,372億円
	うち退職給付に係る 負債 3兆1,509億円
純資産 13兆3,945億円	
資本金 3兆5,000億円 資本剰余金 4兆5,038億円 利益剰余金 2兆8,077億円	

資産 291兆9,318億円	負債 278兆5,372億円
	うち退職給付に係る 負債 3兆1,509億円
変更なし	
純資産 13兆3,945億円	
資本金 3兆5,000億円 資本剰余金 4兆5,038億円 利益剰余金 2兆8,077億円	

退職給付信託に設定 (オフバランス化)

現預金 約▲7,000億円	退職給付に係る負債 約▲7,000億円
資産 約291兆2,318億円	負債 約277兆8,372億円
	うち退職給付に係る負 債 約2兆4,509億円
純資産 13兆3,945億円	
資本金 3兆5,000億円 資本剰余金 4兆5,038億円 利益剰余金 2兆8,077億円	

注)2014年6月末の貸借対象表に本件の取引を機械的に反映したものであり、実際の9月末の貸借対照表の数字とは異なります。

【参考】関係法令(整理資源)

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 (昭和三十二年五月一日法律第二百二十九号)

(経過措置に伴う費用の負担)

第五十四条 第二章から第六章まで及び第二十八条の規定により職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国等又は郵政会社等が負担する。

- 2 新法附則第十八条第一項の規定により組合職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合又は連合会組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。
- 3 日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、首都高速道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫及び労働福祉事業団は、政令で定めるところにより、第七条(第二十二條第一項又は第二十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを連合会に払い込むものとする。

国家公務員共済組合法 (昭和三十二年五月一日法律第二百二十八号)

附 則

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の三 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「郵政会社等役職員」という。)をもつて組織する共済組合を設ける。

- 2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 日本郵政株式会社
 - 二 日本郵便株式会社
 - 三 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下この号において「郵便貯金銀行」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
 - イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
 - ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人
 - ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人
 - 四 郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社(以下この号において「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
 - イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
 - ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人
 - ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人
 - 五 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- 3、4 (略)

【参考】関係法令(恩給)

日本郵政公社法施行法

(平成十四年七月三十一日法律第九十八号)

(恩給負担金の取扱い)

第二十一条 施行日前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、公社が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成十七年十月二十一日法律第一百二号)

附 則

第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

- 一 日本郵政株式会社
- 二 日本郵便株式会社
- 三 郵便貯金銀行及び次に掲げる法人であってその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
 - イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
 - ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人
 - ニ 郵便貯金銀行又はイからハマまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があった場合における当該組織の再編成後の法人
- 四 郵便保険会社及び次に掲げる法人であってその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの
 - イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
 - ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人
 - ニ 郵便保険会社又はイからハマまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があった場合における当該組織の再編成後の法人
- 五 機構

昭和六年法律第八号(特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律)

(昭和六年三月二十八日法律第八号)

各特別会計ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ当該会計ニ於テ俸給又ハ給料ヲ支弁シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給(外国人恩給ヲ含ム)支払ニ充ツベキ金額ヲ一般会計ニ繰入ルルコトヲ得恩給法第十七条ノ規定ニ依リ国库ノ分担スル金額ニ付亦同ジ